

# 2022 KF 日本地域における大学院生フェローシップ

## 事業概要

---

韓国国際交流財団(KF)は、韓国専門家育成事業の一環として、日本所在の大学において韓国学を専攻する外国人大学院生を対象に奨学金を支給します。当財団と協定を締結している大学のみならず、協定外大学の学生も奨学金を申請することができます。

## 申請資格

---

人文・社会科学、文化・芸術の分野において韓国に関するテーマで研究を行う日本地域の修士・博士過程の学生であり、以下の要件をすべて満たさなければなりません。

- 2022年4月の時点で日本所在大学の在学生(入学予定者を含む)
  - 外国市民権者(大韓民国国籍の場合、2022年1月1日基準で韓国以外の国の永住権保持者)
- \* 自然科学、医学、工学、MBA、法学、通訳大学院は対象外

## 選抜予定人数

---

45名以内

- KFと協定を締結している8大学\*の学生:: 37名以内
  - \*慶應義塾大学、京都大学、九州大学、同志社大学、東京大学、東京外国語大学、立命館大学、早稲田大学
- 協定外大学の学生: 8名以内

## 支給期間

---

1年(2022年4月1日~2023年3月31日)

## 支給額

---

- 修士課程: ¥700,000/年
- 博士課程: ¥1,200,000/年

## 事業日程

---

- 申請期間: 2022年4月4日(月) - 5月3日(火) 18:00(韓国時間基準)  
推薦書の提出期限は5月6日(金)18時までとなっています。締切日以降の提出は受け付けておりません。

- 
- 結果発表:2022年6月末（結果発表は予告なく変更される場合もあります）

## 提出書類

---

1. オンライン申請書(<https://apply.kf.or.kr/>)
2. 添付書類(オンライン申請の際にファイルを登録してください)
  - ① 学業計画書(3ページ以内)
    - 本ページに添付されている当財団所定様式の学業計画書を作成し、オンライン申請書にファイルをアップロードしてください。(参考文献リストを必ず追加してください。)
    - <7.学業/研究計画>は、日本語でも構いません。
    - 2年目－4年目の申請者は、奨学期間における研究進捗状況および論文の要旨を必ず提出してください。
  - ② 成績証明書
    - 修士課程:学部の成績証明書  
(2年目の申請者は、前年度奨学期間の成績証明書を提出してください。)
    - 博士課程:学部および修士課程の成績証明書  
(2年目－4年目の申請者は、博士課程の成績証明書を提出してください。)
  - ③ 履歴書
    - 学歴(学位論文の題目および学位取得年度を含む)、経歴、奨学金の受給歴、研究・出版実績などを記入してください。
  - ④ 推薦書3部
    - 指導教授の推薦書 1部
    - 関連専攻分野の教授の推薦書 1部
    - 韓国語能力評価書 1部

\* 推薦書は申請者が申請書上にある「推薦書発送」のボタンをクリックすると、推薦人に申請書様式とアップロードページのリンクがメールで発送されます。申請者が「推薦書発送」のボタンをクリックしない場合は、オンライン申請書を提出完了すると、KFオンライン申請システムから自動的に申請者が指定した推薦人に推薦書の作成を要請する電子メールが送信されます。ですので、申請者は申請書を提出する前に予め推薦人に推薦書を依頼しておいてください。

\*\* 2年目－4年目の申請者は、3部の推薦書のうち、指導教授の推薦書1部のみ提出してください。

## 申請方法

---

- 
- 本ページの下段にある「申請する」ボタンをクリックし、オンライン申請書を作成してください。
  - 「申請する」ボタンは、申請期間中のみ有効です。
  - 申請書およびすべての添付書類は、韓国語または英語で作成してください
  - ただし、①学業計画書の〈7.学業/研究計画〉は、韓国語、英語、日本語のうち 1 言語で作成しても構いません。
  - 締め切りの日には多数の申請者によって、システムエラーが発生することがあります。このような理由で申請書を提出することができなかった場合にも締切日以後の提出は認定されませんので、可能な限り早めの提出をお願いします。

## 留意事項

---

- 修士課程は最大2年、博士課程は最大4年間奨学支援を受けることができます。
- 受給者は学期中、所属大学が所在する国に滞在しなければなりません。
- 当財団のその他フェローシップ、または他の機関からの奨学金を同時に受給することはできません。
- フェローシップ期間を次年度に延期することはできません。
- 大韓民国国籍者の場合、合格通知を受けた後、外国市民権者あるいは永住権保持者であることを証明する書類を担当者の電子メールに提出してください。

## 受給者の義務

---

### 1. 報告書の提出

受給者はフェローシップ終了後1ヶ月以内に個別の学業成果に関する報告書を当財団所定の書式で作成して提出しなければなりません。

### 2. 成果報告

学位取得後は、修士論文または博士論文を財団に提出してください。また、今後の研究成果、主な活動内容、学会での活動成果などを財団に報告する必要があります。

※ 当財団はフェローシップ終了日から3年間、年1回ずつ研究成果をモニタリングします。フェローシップ受給者が成果報告の義務を履行しない場合、今後財団から支援を受けることができなくなる可能性があります。

### 3. KF 東京事務所の行事に参加

---

KF 東京事務所では毎年、当財団から支援を受けた方を対象にワークショップを行っています。奨学金を受給した学生は、日本現地で開かれる同ワークショップへの参加が必要となります。(旅費支援可能)

## 問い合わせ先

---

- フェロシップ関連(韓国語/英語対応): [scholarship@kf.or.kr](mailto:scholarship@kf.or.kr)
- フェロシップ関連(日本語対応): [kftokyo@kf.or.kr](mailto:kftokyo@kf.or.kr) (KF Tokyo office)
- 申請システムの利用/エラーなど: [tech-support@kf.or.kr](mailto:tech-support@kf.or.kr)